

●改正控除額一覧

控除の種類	控除対象者	控除額 (1人につき)
同居扶養控除	入居者本人を除く、同居親族及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人	38万円
老人扶養控除	扶養親族又は控除配偶対象者で70歳以上の人	10万円
特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）のうち16歳以上23歳未満の人	25万円
障がい者控除	入居予定者又は扶養親族のうち ①精神障害者保健福祉手帳2級又は3級の交付を受けている人 ②児童相談所などから軽度又は中度の知的障がいと判定された人 ③身体障害者手帳3級から7級までの交付を受けている人 ④戦傷病者手帳第4項症又は第5項症の交付を受けている人	27万円
特別障がい控除	入居予定者又は扶養親族のうち ①心身喪失の常況にある人 ②児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ④身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている人 ⑤戦傷病者手帳特別項症から第3項症までの交付を受けている人 ⑥原子爆弾被害者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑦年齢65歳以上で障がいの程度が①②④と同程度であることの市町村長等の認定を受けている人 ⑧常に就床を要し、複雑な介護を受けている人	40万円
ひとり親控除 (新設)	所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人。 ①生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子に限り、）を有すること。 ②合計所得金額が500万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	※35万円
寡婦控除 (見直し)	所得者本人が次の（1）、（2）のいずれかに該当する人（ひとり親に該当する人を除きます。） （1）夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のいずれにも該当する人 ①扶養親族を有すること。 ②合計所得金額が500万円以下であること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 （2）夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人 ①合計所得金額が500万円以下であること。 ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。	※27万円
基礎控除振替控除 (新設)	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	※10万円

※ 所得金額がひとり親控除は35万円未満、寡婦控除は27万円未満、基礎控除振替控除は10万円未満の場合はその額